

中国におけるAI発明の創造性判断 ～AIアルゴリズム発明に対する創造性の判断～ 中国知的財産権訴訟判例解説（第77回）

マイクロソフト技術ライセンス有限公司 復審請求人

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

AI技術の開発競争が激化しており各社が論文発表に加えて特許出願を積極的に行っている。AI発明の内、アルゴリズムそのものに関する発明については発明の保護適格性の問題に加えて、先行技術と比較した相違点に基づく創造性（日本の進歩性に相当）をどのように評価するかが問題となる。

本事件において、審査官はAIアルゴリズムに基づく相違点は単なる人為的な取り決めに過ぎず、汎用コンピュータそのものの性能改善もなく創造性がないとし拒絶査定をなした。

これに対し復審委員会は、本発明が人工ニューラルネットワークのトレーニング効率を高め、トレーニング資源を節約するという技術効果を奏することから、創造性を有するとして拒絶査定を取り消す決定¹を下した。

2. 背景

(1) 特許出願の内容

マイクロソフト技術ライセンス有限公司は、「非線形ランダム投影、制限付ボルツマンマシン、及び、バッチベースの並列化可能な最適化を併用したディープコンベックスネットワーク」と称する発明特許出願（本出願）を2012年3月30日に行った。特許出願番号は201210089488.0である。

争点となった請求項1は以下のとおりである。

【請求項1】

バッチベースの方式によりディープコンベックスネットワークをトレーニングする方法において、コンピュータは以下の動作を実行する：

1 2018年1月16日復審委員会決定 137374号